

本当の狙いは貴金属! ? 訪問購入(訪問買い取り)のトラブルに注意!

『不用品なら何でも買い取る』と電話があり業者が訪問に来たが、強引に貴金属等を安く買い取られた、という消費者トラブルが多く発生しています。

事例

「不用品の買い取りキャンペーンをしている。何でも買い取る」と電話があり「古着を売りたい」と伝えて来訪を承諾した。翌日、業者が来訪し、玄関先で古着を渡そうとしたら、指にはめていた指輪を見て「金が高騰しているのだから高く売れる。ほかに貴金属はあるか」と言いながら強引に家に入ってきた。怖くなりネックレスや指輪を数点見せたところ、勝手に査定を始め、契約書と3万円を置いて立ち去った。

怖くて渡してしまったが売るつもりはなかったので、取り戻したい。

アドバイス

- ・不要な勧誘はきっぱり断りましょう
- ・一人で対応せず、家族や周囲の人に同席してもらう
- ・貴金属やブランド品を見せない、触らせない
- ・売却した時は、契約書面の交付を求める
- ・売却後、8日間は物品の引き渡しを拒むことが可能

以下の訪問や勧誘は禁止されています。

- ・突然、訪問して勧誘する
 - ・勧誘を受け入れていない物品の買取の勧誘をする(『衣服の買取』を目的に訪問したのに、貴金属の買取の勧誘をする等)
 - ・断っているのに家に居座り続け、再勧誘する
- 不安に思った時、トラブルに遭った時は、消費生活センターに相談しましょう。

■相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所	問合せ先
弁護士相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言) ※予約開始 11月分:10/2(月)~ 12月分:11/1(水)~ (各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで (異なる会場で相談しても同様)	10月13日(金)・27日(金)、11月10日(金)、24日(金) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 ☎(21) 2122
	11月16日(木) 10時~12時	大平隣保館 ☎(43) 6611 ☎0120-46-7830	
	11月20日(月) 10時~12時	藤岡総合支所 別館 2階 会議室	
	10月17日(火) 10時~12時	都賀総合支所 別館 2階 会議室	市民生活課 ☎(21) 2122
	11月28日(火) 10時~12時	西方総合支所 1階 会議室	
10月19日(木) 10時~12時	岩舟総合支所 会議室棟 1階第1会議室		
法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	10月3日(火)、17日(火) 9時~12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館	社会福祉協議会大平支所 ☎(43) 0294
宅地建物相談(売買や賃貸借、所有と管理) 予約開始:10/2(月)8時30分~	10月20日(金) 10時~12時		
司法書士相談(相続・遺言、不動産登記、成年後見制度等)予約開始:10/2(月)8時30分~	10月18日(水) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 ☎(21) 2122
行政書士相談(相続・遺言、農地転用、開発行為等の手続き)予約開始:10/2(月)8時30分~	10月20日(金) 14時~16時		
消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)	月~金曜日 9時~16時 (第2・4・5金曜日は休所)	本庁舎 2階 消費生活センター ☎(23) 8899 FAX(23) 8820	
合同相談 (行政相談・人権相談) ◆移動県民相談も同時開設	◆10月10日(火)、24日(火) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室	
	◆11月16日(木) 10時~12時	大平総合支所 1階 相談室	
	◆11月20日(月) 13時30分~15時30分	藤岡総合支所 別館 2階 会議室	市民生活課 ☎(21) 2122
	10月17日(火) 10時~12時	都賀総合支所 別館 2階 大会議室	
	11月28日(火) 13時30分~15時30分	西方公民館 2階 小会議室	
◆10月19日(木) 13時30分~15時30分	岩舟総合支所 会議室棟 1階第1会議室		
市民相談(日常生活の問題など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎 2階 市民相談室	
人権相談	月~金曜日 8時30分~17時15分	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830、厚生センター ☎(24) 2444、人権・男女共同参画課 ☎(21) 2161	
配偶者等からの暴力(DV)相談	月~金曜日 9時~16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21) 2218	
いじめ相談電話	月~金曜日 9時~17時	本庁舎青少年育成センター ☎(24)0667 gakyusy03@city.tochigi.lg.jp	
青少年相談(非行問題・不登校など)	※土日祝日・時間外は事前に予約が必要	本庁舎青少年育成センター ☎(23)6566 gakyusy03@city.tochigi.lg.jp	
家庭児童相談(0~17歳の子とその家族、ヤングケアラー等)	月~金曜日 9時~16時	本庁舎家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21) 2227	
児童虐待相談	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎 子育て支援課 ☎(21) 2227 ※左記以外の時間は ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル)	
婦人・ひとり親家庭相談	月~金曜日 9時~16時	本庁舎子育て支援課 ☎(21) 2229	
障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 ☎(21) 2219 FAX(21) 2682	
ひきこもり相談(要予約) ※事前にお話を伺います。	第2木曜日(次回10月12日) 10時~12時、13時~15時		
就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3木曜日13時~21時 第1・3土曜日17時~21時	栃木勤労青少年ホーム ☎(22) 3113	
	第2・4木曜日13時~21時 第1・3土曜日13時~16時	大平勤労青少年ホーム ☎(43) 5191	
高齢者相談(介護や福祉、生活全般、虐待)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21) 2245・2246	
もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	10月13日(金) 10時~11時30分	本庁舎 1階市民スペース 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21)2171・2246	

あなたはいくつ正解できる?

正しい知識でトラブル防止!

消費者クイズ

Q1

お店で買い物するとき、契約が成立するのはいつ?

- A. 商品がレジを通るとき
- B. お金を支払うとき
- C. 商品を受け取るとき



Q3

テレビショッピングでマッサージチェアを購入したが、体に合わない。返品できる?

- A. 返品できる
- B. 返品できない



Q5

スマホのSMSに配達業者から『荷物を預かっている』と届いた。

- A. SMSから配達業者に連絡する
- B. 無視する



※SMS ショートメッセージサービス

Q2

クーリング・オフできるのは?

- A. 昨日、お店で買った服
- B. 2日前、ネットで注文した化粧品
- C. 3日前、訪問されて契約した新聞

クーリング・オフ



Q4

注文していない商品が自宅に届いた。請求書が入っていたが代金は支払う?

- A. 代金を支払う
- B. 代金を支払わず、商品も処分してよい



Q6

栃木市消費生活センターはどこにある?

- A. 栃木市役所本庁舎
- B. 県外
- C. 宇都宮市



クイズの答えと解説

- Q1: A 買う人が『買います』と申し込み、お店の人が承諾すれば契約が成立します。
- Q2: C 自分が出向いたお店や自分で注文した商品はクーリング・オフはできません。
- Q3: B 商品不具合以外の理由での返品・交換は『自己都合』です。自己都合の場合、返品できるかどうかは販売会社のルールによります。注文の際は、返品・キャンセルの取り決めを確認しておきましょう。
- Q4: B 『送り付け商法』です。代金は支払わず商品も処分して構いませんが、家族・友人からのプレゼントの場合もあります。処分の前に周りの人に確認しましょう。
- Q5: B 連絡すると個人情報盗られる場合があります。無視をして、関わらないようにしましょう。
- Q6: A 栃木市役所本庁舎 市民生活課内にあります。

Q1・Q2・Q3・Q5・Q6の挿絵は消費者庁イラスト集より

消費生活センター(本庁舎2階) ☎(23) 8899

害虫駆除 防除プロジェクト

害虫駆除ならお任せ 技術(技)に自信あり!

まずは見積もりから 安心プライスで施行いたします

ネズミ・ゴキブリ・シロアリ・ダニ・ハチ・コウモリ・害獣等

害虫のことなら何でもご相談ください

※害虫を予防する「環境」についてのご相談も承ります

栃木消毒 ☎62-5679 ☎090-1816-2266

かたづけ屋★栃木です!!

手軽に気軽に かたづけやー☆(・▽・)

建物解体工事 不用品処分

- ◆建物等解体工事◆
- ◆建替・相続等の解体に自信アリ!
- ◆不用品処分◆
- 機・椅子・家具・衣服・家電など

株式会社くりかい ☎0282-30-1632

栃木県栃木市宮町55-1 ☎info@cri-kai.com <りかい> 検索

栃木市指定一般廃棄物許可業者/栃木市指令第16号【一般廃棄物収集運搬許可】
栃木県知事許可(般-4)第23922号【解体工事業許可】・栃木県知事許可第161721号【産業廃棄物収集運搬許可】